

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和元年七月二十三日から同年十一月二十五日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和元年七月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コメリパワー生駒店
所在地 生駒市高山町七七二七一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3変更前のとおり
収容台数 二五四台

（変更後）位置 届出書添付図面4変更後のとおり
収容台数 一六九台

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

（変更後）開店時刻 午前六時三十分 閉店時刻 午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時三十分から午後九時三十分まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

三 変更する年月日

二の1 令和二年三月十日

二の2 令和元年八月一日

四 届出年月日

令和元年七月九日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年七月二十三日から同年十一月二十五日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで